

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時20分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

5月の定例会及び臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第16号及び議案第17号は、議会への報告案件で、意思決定過程にあるため、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第16号及び議案第17号につきましては、議会での報告後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

中村委員と高橋委員をお願いいたします。

7 議事事項 I

議案第15号 青少年教育施設の指定管理について

【小田嶋教育長】

それでは、議事事項 I に入ります。

「議案第15号 青少年教育施設の指定管理について」の説明を、生涯学習推進課長、こども未来局青少年支援室担当課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

それでは議案第15号につきまして、御説明申し上げます。私は、教育委員会事務局生涯学習推進課長の箱島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本議案は、指定管理者制度により管理運営を行っております青少年教育施設の指定管理者制度継続につきまして、お諮りするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。この度お諮りをいたしますのは、「川崎市青少年の家」「川崎市八ヶ岳少年自然の家」と「川崎市子ども夢パーク」の3施設についてでございます。

「次期指定管理期間」でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となります。また、指定管理予定者の応募方法につきましては、公募となります。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。青少年教育施設における教育委員会とこども未来局、青少年支援室になりますが、こども未来局との関係についてお示しをさせていただきます。青少年教育施設の事務につきましては、「教育委員会事務の委任等に関する規則」第2条及び第3条の規定に基づき、こども未来局長に事務委任または補助執行しているところでございまして、上段の表は、これらの条文を表にまとめたものでございます。そのうち、下から2つ目になりますが、「指定管理者に関すること」につきましては、補助執行としておりまして、教育委員会とこども未来局が連携して事務を行っているところでございます。

なお、表の欄外に、事務委任と補助執行について、簡単に御説明させていただきましたが、事務委任とは受任庁が自己の名において、その事務を処理するもの、補助執行とは対外的には本来権限を有する執行機関の名において、その事務を処理するものとされているところでございます。

次に、その下側の表につきましては、「教育委員会事務の委任等に関する規則」第3条第9項第5号の「青少年教育施設に係る指定管理者に関すること」について、その具体的な事務の内容をまとめたものでございまして、表中に網掛けをしてございますが、この度の議案は、指定管理者制度活用事業の総括評価の結果を踏まえまして、青少年教育施設における指定管理者制度の継続の可否につきまして、御審議をいただくものでございます。

次に3ページ目をごらんください。こちらは、本議案の教育委員会への付議についての、こども未来局長からの依頼文の写しでございます。4ページ目をお開きいただきまして、こども未来局指定管理者選定評価委員会における審議結果通知書を添付してございます。

これからの、5ページ以降の資料の施設の概要及び総括評価シートにつきましては、こども未来局青少年支援室担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

【荒川こども未来局青少年支援室担当課長】

こども未来局青少年支援室、荒川と申します。よろしくお願いたします。

議案第15号により、「川崎市青少年の家」、「川崎市八ヶ岳少年自然の家」、「川崎市子ども夢パーク」の管理・運営について、指定管理期間を通した総括評価を踏まえた指定管理者制度の継続について御審議をお願いいたします。

はじめに、「川崎市青少年の家」の総括評価について御説明いたします。

まず、議案書5ページの「川崎市青少年の家 施設概要」をごらんください。青少年の家は、団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図ることを目的として、昭和63年7月に、宮前区宮崎に開所した施設で、規模等につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページの「指定管理者制度活用事業 総括評価シート」をごらんください。「1. 業務概要」につきまして、指定管理者は、代表者が「株式会社東急コミュニティー」、構成員を「特定非営利活動法人国際自然大学校」とする「川崎フィールズパートナーズ」でございます。

「2. 『評価の視点』に基づく事業期間全体の評価」につきまして、まず、「1」の「市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか」につきましては、中段の「【評価】」をごらんください。事業期間を通じて、それぞれの構成員が強みを生かした職員を効率的に配置することで、経験とノウハウを生かした管理運営を行うとともに、職員研修を積極的に行うことで職員の資質、専門性向上を図っております。

第3期は、「森のようちえん」などの体験型プログラムや「英語教室」などの参加型プログラムを企画、実施するとともに、「BBQ中級インストラクターMC講習会」など、自然体験活動の魅力を伝える指導者の養成を行っております。

令和元年度の利用者数は、上の「【事業実績】」に記載しておりますとおり、市の大規模な空調改修工事や新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は前年度より減少して3万2,359人となっておりますが、利用者アンケートによりニーズを随時把握し、細かな要望などを運営に反映させた結果、満足度では、各年度とも80%の方が、「とても良い」「よい」との回答をいただいております。市民に十分な量及び質のサービスを提供できたものと評価いたします。

次に、「2」の「当初の事業目的を達成することができたか」につきましては、第3期は、各年度とも20を超える主催事業を企画して実施するとともに、施設の提供、学校や地域、青少年関係団体との連携などを通じて、心身ともに健全な青少年の育成に寄与しており、事業目的を達成しているものと評価いたします。

次に、「3」の「特に安全・安心の面で問題はなかったか」につきましては、事故防止・対応を目的とする「安全管理マニュアル」等が整備されており、スタッフ向けに安全管理研修を実施して、事故防止のための体制づくりや日常の点検や巡視を実施しています。また、職員会議やメールによる情報共有を行って再発防止にも努めており、これまでに大きな事故は報告されていません。

1ページおめくりいただきまして、7ページの「4」、「更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか」につきましては、利用者アンケートを積極的に実施して、利用者ニーズの把握に努めるとともに、結果については、職員間で共有して課題の把握と解決に努めています。また、申し込みの多い夏の施設利用については、日程調整と利用調整において、利用者と職員の負担軽減を図るなど改善が図られています。

次に、「3. これまでの事業に対する検証」でございます。「1」の「所管課による適切なマネジメントは行われたか」につきましては、日常の電話等による連絡調整のほか、事業評価を通じた業務実施状況の確認など、所管課といたしましては適切なマネジメントを行ったものと考えております。

次に、「2」の「制度活用による効果はあったか」につきましては、「【経費実績】」につきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度の指定管理料は、年9,468万9,000円、第3期の年平均は7,696万8,000円であることから、年1,772万1,000円、平成28年度から令和元年度の4年間では7,088万4,000円の経費節減効果が認められており、サービス面とコスト面で制度活用による効果はあったと考えております。

次に、「3」の「当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか」につきましては、参考として、平成28年度からの修繕費の状況を記載しましたが、毎年増加している状況です。これは、施設の老朽化に伴う修繕が増加しており、施設・設備の長寿命化を含めた施設保全が課題になっております。次期指定管理期間の初年度である令和3年度には、大規模な外壁改修工事が予定されておりますため、利用休止等に伴う収入の減少も想定する必要があります。

次に、「4」の「指定管理者制度以外の制度の活用の余地はないか」につきましては、指定管理者の持つノウハウにより、直営時よりも少ない経費で直営時以上のサービスが提供されており、民間活用の成果が現れていると考えております。また、事業の目的から利用料金を低廉に設定しており、コスト面から見ても経費節減効果が認められることから、指定管理者制度を活用することが適当であると考えております。

1枚おめくりいただきまして、8ページの「4. 今後の事業運営方針について」でございますが、当該施設は団体宿泊研修を通じて青少年の育成を図ることを目的としております。近年、利用者数は、4万人前後で推移しており、おおむね安定しておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、4月の緊急事態宣言発令後に休所となり、その解除後に制限等を設定して再開しております。今後の課題として、団体予約の確保や有効な3密対策など、「新しい生活様式」を取り入れて運営していく必要があることから、民間事業者が持つノウハウを最大限に活用

して、効果的・効率的な運営を図っていく必要があると考えております。

次に、期間中の利用実績・収支実績につきましては、1枚おめくりいただきまして9ページの「利用実績推移・収支実績の推移」にごさいまして、1枚目に利用実績の推移と収支実績の推移が、2枚目、10ページには評価点数とランクの推移がごさいます。第3期は、平成28年度と29年度は標準評価のCランク、30年度と令和元年度は、次の選定時に加点の対象となるBランクとなっております。

「川崎市青少年の家」の総括評価についての説明は以上でございます。

続きまして、「川崎市八ヶ岳少年自然の家」の総括評価について御説明いたします。議案書23ページの「川崎市八ヶ岳少年自然の家 施設概要」をごらんください。八ヶ岳少年自然の家は、恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、健全な青少年の育成を図ることを目的とし、昭和52年8月に、長野県富士見町に開所した施設で、規模等につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、24ページの「指定管理者制度活用事業 総括評価シート」をごらんください。「1. 業務概要」につきまして、指定管理者は、「一般社団法人富士見パノラマリゾート」でございます。なお、この法人は、令和2年4月1日付けで「一般社団法人富士見町開発公社」から社名を変更しております。

「2. 『評価の視点』に基づく事業期間全体の評価」につきまして、まず、「1」の「市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか」につきましては、当該施設では、川崎市立学校の自然教室の受入れを行っていますが、それ以外に、青少年団体など一般利用の促進を図るため、メールマガジンの配信や、季節に応じたホームページの更新、川崎市内イベント等でのブース出展による活動紹介など、積極的な広報を行い、利用者獲得を図っております。

令和元年度の利用者数は、上の「【事業実績】」に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、日帰り利用や宿泊利用のキャンセルが生じたため、前年度より減少して9万2,821人となっております。また、利用者ニーズの把握のために利用者アンケートの実施や御意見箱を設置し、細かな要望などを運営に反映させており、一般利用者においては、各年度とも「満足」「やや満足」が90%以上となっておりますことから、市民に十分な量及び質のサービスを提供できたものと評価いたします。

次に、「2」の「当初の事業目的を達成することができたか」につきましては、学校との利用調整を頻繁に行い、八ヶ岳の豊かな自然環境を活かした活動についてプログラムの提案を行っており、年間を通して学校団体の利用や市の主催事業が開催されており、事業目的を達成しているものと評価いたします。

次に、「3」の「特に安全・安心の面で問題はなかったか」につきましては、法定点検を含め、施設の定期点検を行い、適正に管理を行っているほか、修繕が必要な設備については、適切な対応を行っております。そのほか、食物アレルギーへの対応として、事前打合せを入念に行っており、代替食の提供や誤食を防止するための皿の色分けなど食への配慮を行っております。また、施設の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、防災訓練や施設点検などから危急時対応マニュアルの確認・更新作業を毎年度実施しております。

前の指定管理期間の最終年度である平成27年度に発生した重大事故の発生を踏まえ、外部の野外活動の専門家をアドバイザーとして招き、野外活動の指導に当たってもらうとともに、看護師を常勤職員として配置し、利用者のケガの対応のほか、職員研修の講師として職員の保健衛生

面に関する指導、意識付けを行っています。さらに、多くの職員がリスクマネジメントに関する資格を取得しており、安全管理に関して高い意識を持って運営を行っています。

次に、同じく平成27年度に発生したトコジラミでございますが、委託業者による消毒を年2回実施し、職員による目視点検を毎日実施しております。トコジラミが発生したフロアの各部屋にトラップを設置し毎月確認・交換を行っておりますが、平成28年度以降、トコジラミの発生は確認されていないとでございます。

以上のように、マニュアルの改訂や各種研修を通して、職員の安全管理に対する意識を高め、事故が発生した場合に迅速かつ適切に対応できる体制を構築していることから、安全・安心面は適切に対応していると評価いたします。

続いて、25ページの「4」、「更なるサービス向上のためにどういった課題や改善策があるか」につきましては、施設の老朽化に伴い、更新や補修が必要な設備が増えておりますので、利用者の快適な利用と安全を確保するために、指定管理者の日常点検により保守管理に努めるとともに、長寿命化を含めた計画的な整備が必要と考えております。

次に、「3. これまでの事業に対する検証」でございます。「1」の「所管課による適切なマネジメントは行われたか」につきましては、平成27年度の事故を受け、月例打合せとして、毎月施設の担当者と打合せを実施し、2か月に1回は現地調査による改善状況の確認と再発防止の徹底の確認を行っています。また、年度評価時のヒアリングや、事業報告書に基づいたモニタリングなど、所管課といたしましては適切なマネジメントを行ったものと考えております。

次に、「2」の「制度活用による効果はあったか」につきましては、中段の「【評価】」の3行目をごらんください。経費実績につきましては、指定管理者制度導入前の平成17年度の指定管理料は、年2億9,473万4,000円、第3期の年平均は2億5,922万1,000円であることから、年3,551万3,000円、平成28年度から令和元年度の4年間では、1億4,205万2,000円の経費節減効果が認められており、制度活用による効果はあったと考えております。

次に、「3」の「当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか」につきましては、老朽化による経年劣化が増えており、特に水道などのインフラに係る大規模な修繕が必要となる可能性があり、宿泊利用を休止して行う必要も予想され、指定管理業務への影響が指摘されております。今後は、教育委員会事務局と連携しながら効果的な修繕を行っていく必要があると考えているところです。

次に、「4」の「指定管理者制度以外の制度の活用する余地はないか」につきましては、指定管理者の持つノウハウにより、直営時よりも少ない経費で直営時以上のサービスが提供されており、民間活用の成果が現れていると考えております。また、本市から離れた長野県に設置している施設で、直営に戻しても管理運営を行うことは、コスト面から見ても現実的ではなく、引き続き、指定管理者制度を活用することが適当であると考えております。

1枚おめくりいただきまして、26ページの「4. 今後の事業運営方針について」でございますが、当該施設は団体宿泊が主な事業となります。積極的な広報活動により、高い稼働率を維持しており、直営時以上のサービス提供が行われていますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、4月の緊急事態宣言発令後に休所となり、その解除後に制限等を設定して再開しております。今後の課題として、「青少年の家」と同様に、「新しい生活様式」を取り入れて運営していく必要があることから、民間事業者が持つノウハウを最大限に活用して、効果的・効率的な

運営を図っていく必要があると考えております。

次に、期間中の利用実績・収支実績につきましては、27ページの「利用実績推移・収支実績の推移」にございまして、1枚目に利用実績の推移と収支実績の推移が、1枚おめくりいただきまして2枚目に評価点数とランクの推移がございます。第3期は、標準評価のCランクとなっております。

「川崎市八ヶ岳少年自然の家」の総括評価についての説明は以上でございます。

【雨宮青少年支援室担当課長】

続きまして、「川崎市子ども夢パーク」の総括評価について御説明させていただきます。青少年支援室の雨宮と申します。よろしくお願いたします。

まず、議案書の41ページの「川崎市子ども夢パーク 施設概要」をごらんいただきたいと思います。子ども夢パークは、子どもが自由に安心して集い、自主的及び自発的に活動する拠点として、平成15年、2003年7月に、高津区に開所した施設で、規模等につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、42ページの「指定管理者制度活用事業 総括評価シート」をごらんください。まず、「1. 業務概要」でございます。指定管理者は、代表者を「公益財団法人川崎市生涯学習財団」、構成員を「特定非営利活動法人フリースペースたまりば」とする「川崎市子ども夢パーク共同運営事業体」でございます。

次に、「2. 『評価の視点』に基づく事業期間全体の評価」でございます。まず、「1」の「市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか」につきましては、利用者数は、指定管理者制度の導入前と比較して2倍程度増加しており、高い利用数が維持されています。

「(評価)」の2行目以降でございますけれども、「川崎市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、子どもの意見を尊重した様々な事業運営を展開することで、市民に必要な量及び質のサービスを提供してきたものと評価しております。多様な媒体を活用した広報・啓発や、多数の市内外からの視察、見学を受け入れることで、より広範囲な広報が実施されています。水遊びや泥遊びで大人から幼児まで楽しめる「夢パまつり」、企画運営を子どもたち自身が行う「こどもゆめ横丁」、音楽スタジオ利用者の有志によるライブイベント事業、かわさき子どもの権利の日事業への参画等を恒例行事として毎年開催することで、青少年の健全育成が図られています。

次に、「2」の「当初の事業目的を達成することができたか」につきましては、「(評価)」の部分をごらんいただきまして、仕様書等に定める指定管理業務の適正かつ円滑な執行、主催事業の実施、不登校児童生徒対策業務の実施、川崎市政や地域団体への協力等により、記述の事業目的を達成しているものと評価いたします。当初の事業実施計画のほかにも、子どもの意見を尊重して新規に事業を展開するなど、利用者ニーズが事業運営に反映されております。

次に、「3」の「特に安全・安心の面で問題はなかったか」につきましては、下から3行目、仕様書等に定める業務を適正に執行し、安全・安心面において、事故等はほとんどなく、問題はなかったと評価いたします。事故が発生した場合においても、速やかな対応がなされており、事故原因を検証し、点検を重点的に行うなど再発防止が図られ、適正に対応しております。

次に、43ページにまいりまして「4」の「更なるサービス向上のためにどういった課題や改善策があるか」につきましては、施設の設置目的を達成するため、引き続き指定管理者の専門性を事業運営に活用するよう努める必要があると考えております。

次に、「3. これまでの事業に対する検証」でございます。まず、「1」の「所管課による適切なマネジメントは行われたか」につきましては、中ほどからですけれども、年度評価を年1回、定期的な報告内容の確認を月1回及び四半期ごと、青少年教育施設専門部会を年2回行っています。また、随時電話及び訪問による連絡、調整、指導等を行っており、所管課といたしましては適切なマネジメントを行ったものと考えております。

次に、「2」の「制度活用による効果はあったか」につきましては、経費実績につきましては、制度導入後、充実した事業展開の成果が表れており、平成31年度の利用者数は導入前の平成17年度の98.6%増となっていること、平成31年度の経費が導入前から21.7%増にとどまっており、利用者数が約2倍に増加したとことと比較しますと、効果的に運営されたものと考えております。

次に、「3」の「当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか」につきましては、不登校児童生徒対策業務を執行する「フリースペースえん」については、今後、さらなる需要の高まりが見込まれておりますので、当該業務の範囲や実施方法について見直しを行っていく必要があると考えております。

次に、「4」の「指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか」につきましては、指定管理者の専門性を事業運営に活用することでサービス向上が図られており、経費の増加に比較して利用者数は大幅に増加しています。同じ水準での事業運営を、指定管理者制度以外の制度で執行することは困難であり、引き続き指定管理者制度を活用することが適当であると考えております。

次に、「4. 今後の事業運営方針について」でございます。指定管理者制度の導入により、直営時以上のサービス提供を行うことができ、行政機関や地域団体等との連携を図るとともに、利用者ニーズを事業運営に反映させることなども十分行われています。今後、子どもの遊び場や居場所、不登校児童生徒対策への需要の高まりが見込まれる中で、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」を取り入れながら子どもたちの安全・安心を確保し、より財政負担を少なくして管理運営していくためには指定管理者制度によることが望ましいと考えております。

期間中の利用実績・収支実績につきましては44ページの「利用実績・収支実績の推移」にございまして、1枚目に利用実績と収支実績、2枚目のほうに評価点と評価ランクの推移がございまして。

「川崎市子ども夢パーク」の総括評価についての説明は以上で終わります。

なお、先月10日に開催いたしました「こども未来局指定管理者選定評価委員会」におきまして、ただいま御説明いたしましたとおり、引き続き指定管理者制度を活用することが望ましいとの総括評価の結果が出されておりますので、今後につきましても、指定管理期間を5年とし、指定管理者による管理運営を継続することについて提案させていただきます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

3つの青少年教育施設の指定管理についての総括評価の説明をいただきました。

質問等はございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

どの施設においても、直営よりも経費を削減できていることと、あと民間の活力を生かして、よりよいサービスを提供できているという点では、指定管理者制度を継続していくことが望ましいのかなと思っています。

ただし、2つ要望がございまして、1つ目は、特に最初の青少年の家とか八ヶ岳などは老朽化をしているということですので、その老朽化に関しては、市の責任としてちゃんと予算をつけてやらないと安全を確保できないと思いますので、その辺はしっかりしていただきたいと思います。

もう1つは、効果的な運営をするためということで、予算を削減していき過ぎますと、「公設ワーキングプア」みたいになってしまいますので、何が一番大事なのかということは、はずれないようにしていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

今、お話を伺っていて、非常に指定管理の効果が出ているなということを把握させていただきました。これは、指定管理をすることはとてもいいんじゃないかなというふうに思います。

今、中村委員からもありましたように、新しく運営の母体を選ばれるときに、経費削減効果を狙うのか、あるいはサービスアビリティの向上を狙うのかとか、そういったことの観点をバランスよくぜひお選びいただきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第15号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第15号は、原案のとおり可決いたします。

以下は、非公開案件になります。

<以下、非公開>

8 議事事項Ⅱ

議案第16号 令和元年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

次に、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第16号 令和元年度 公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大塚健康給食推進室担当課長】

それでは、「議案第16号 令和元年度 公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」御説明させていただきます。

取組評価の説明に入る前に、今回の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定するに至った経緯について御説明させていただきます。議案第16号資料の参考資料1をごらんください。「出資法人『経営改善及び連携・活用に関する方針』の実施経緯について」でございます。本市では、平成14年度の第1次行財政改革プラン策定以降、出資法人の「効率化・経営健全化」に向けた取組を推進してきたところですが、今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国の通知においても「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化しております。こうしたことから、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言を踏まえ、指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に、法人ごとに「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定いたしました。参考資料3として添付させていただいたものでございます。本日は、この方針に基づく令和元年度の「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして、御説明させていただきます。

それでは、お手元の教育委員会資料「令和元年度 公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」説明させていただきますので、議案第16号の1ページをごらんください。

はじめに、「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。「本市施策における法人の役割」でございますが、本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しております。

本法人は、市立学校の学校給食に係る安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給し

ています。また、給食に関わる研究協議会の開催等、市と連携して児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っております。

「法人の取組と関連する本市の計画」としましては、資料に記載のとおりでございます。

「4カ年計画の目標」としましては、安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めてまいります。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底や給食会だより等の発行による情報提供等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与してまいります。

続きまして、「2.本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、川崎市学校給食会として、こちらに記載の①から④までの4つの事業に取り組んでおり、それらを一覧表にしております。各事業の評価を行うため、平成29年度の数値を現状値（基準）として各指標を設定し、それぞれの目標値と令和元年度における実績値及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。

こちらの各事業の取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきまして、御説明いたします。お手数ですが、議案第16号資料、A3の参考資料2をごらんください。左上の「① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方」でございますが、実績値が目標値以上は「a」、現状値以上～目標値未満は「b」、目標達成率60%以上～現状値未満は「c」、目標達成率60%未満は「d」としております。

次に左下の「② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方」でございますが、指標に対する達成度に応じた点数が設定されており、その点数の平均点により、「目標を達成した」は「A」、「ほぼ目標を達成した」は「B」、「目標未達成のものがあるが一定の成果があった」は「C」、「現状を下回るものが多くあった」は「D」、「現状を大幅に下回った」は「E」となっております。

続いて、右上の「③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方」でございますが、「行政サービスコストに対する達成度」につきましては、「実績値が目標値の100%未満」は、「1）」、「実績値が目標値の100%以上110%未満」は「2）」、「実績値が目標値の110%以上120%未満」は「3）」、「実績値が目標値の120%以上」は「4）」となっております、これと本市による「達成状況」の評価を踏まえ、費用対効果が「十分である」は「(1）」、「概ね十分である」は「(2）」、「やや不十分である」は「(3）」、「不十分である」は「(4）」となっております。

最後に「④ 今後の取組の方向性の選択の考え方」でございますが、「Ⅰ」が「現状のまま取組を継続」、「Ⅱ」が「目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続」、「Ⅲ」が「状況の変化により取組を中止」となっております。なお、この取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきましては、この後の生涯学習推進課から御説明いたします、議案第17号においても同様の考え方となっておりますので、議案第16号資料、この参考資料2につきましては、その際にも御活用いただきたいと思います。と存じます。

本日は、各事業の取組の指標について、「実績値」「達成度」「本市による評価・達成状況、費用対効果」「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。それでは、議案第16号資料、参考資料2をお開きのまま、議案第16号の1ページにお戻りいただき、事業取組別に御説明いたします。

はじめに、「①安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給」につきましては、評価の指標が3つございます。「給食停止等の発生件数」の指標としましては、令和元年度の実績値は0件で、目標値を達成し、達成度は「a」、「学校給食用物資納入業者登録数」の指標としましては、令和元年度の実績値は29社で、目標値に達しなかったため達成度は「b」、本市による評価は「B」でございます。「事業別の行政サービスコスト」の指標では、その事業にかかるコストから、市からの補助金・委託料を含まない、法人自身で賄った金額を控除して算出しています。プラスの場合は、市の財政支出で賄われるコストとなり、マイナスの場合は、コストを上回る自己収入があるということとなります。令和元年度の実績値は6,852万円で、目標値を1,570万3,000円超過し、実績値が目標値の約130%となっておりますが、こちらは学校給食会や本市の栄養譲渡及び学校栄養職員等が給食の食数を管理するために利用している「給食管理システム」について、アレルギー対応を含む大幅な改修を実施したためでございます。したがって、達成度は「4」、必要なシステム改修であったことから、費用対効果は「概ね十分である」ため「(2)」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、「②給食物資に関する苦情件数の削減」につきましては、「物資に関する苦情への対応数」を指標として設定しております。学校給食会では、学校などの納入先から苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等の対応をしておりますが、その実数の削減を目標値としております。令和元年度の実績値は444件で、目標値より46件削減し、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、「③給食物資の規格衛生検査の実施」につきましては、「食中毒発生件数」を指標とし、令和元年度の実績値は0件で、目標値を達成し、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

最後に、「④成長期における児童生徒の健全な食生活に係る食育の推進」につきましては、「食育講座の参加人数」を指標とし、令和元年度実績値は304人となり、目標値を214人上回り、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

続いて、2ページをごらんください。「3. 経営健全化に向けた取組」でございますが、「①給食費徴収業務の健全化」につきましては、「給食費の収納率」を指標として、令和元年度の実績値は99.84%となり、目標を0.1%下回り、達成度は「b」、本市による評価は「C」、事業における今後の取組の方向性は「II」でございます。

続きまして、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、「①公益法人会計基準に則った会計処理」につきましては、コンプライアンスに反する事案を発生させないために、「発生件数」

を指標として、令和元年度の実績は0件、目標値を達成し達成度は「a」、本市による評価は「A」となり、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

「②職員の資質向上に向けた取組」につきましては、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るため「法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」を指標とし、令和元年度の実績は17回であり、目標値を達成し、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

続きまして、「本市による総括」「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」をごらんください。令和元年度における本法人の各取組評価結果につきましては、平成30年度の取組評価の際に、令和元年度取組とさせた、令和3年度導入予定の給食費公会計化における諸課題への対応について、給食費徴収等の業務内容の整理を法人内で行ったことで、現状の業務における課題の抽出と、公会計化導入後に課題解決する方策について、所管課である我々健康給食推進室において検討することができました。各取組においてもほぼ目標値を達成していたことを踏まえ、評価できるものと考えております。

しかしながら、2ページの冒頭に記載しております、「給食費徴収業務の健全化」の取組につきましては、さらなる収納率向上のための改善が必要でございます。特に中学校における収納率を向上するためには、私ども健康給食推進室、学校と連携し、また、小学校における徴収方法等を参考にしながら取り組んで改善を行って継続していく必要があることから、今後の取組の方向性を「II」といたしました。

今後も安全で安心な給食物資供給を通し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めてほしいと考えております。また、令和3年度に導入が予定されている給食費の公会計化につきましても、引き続き、円滑に制度が導入できるよう、未納債権や法人が所有する財産等の財務事項の取扱いと、法人が担うべき事業内容の整理について、所管課や関係各課と連携を密にして調整を図ることで進めてほしいと考えております。

3ページから16ページにつきましては、ただいま説明いたしました各事業の取組評価などの詳細を、また、17ページには「法人情報」を記載してございますので、後ほど御参照ください。参考資料3につきましては、冒頭の実施経緯で御説明申し上げた、平成30年度に策定した川崎市学校給食会の「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっておりますので、計画時の指標や目標値の設定の考え方等の参考として添付してございます。併せて御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

何か御質問等ございますか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

大まかにうまく整理しているのかなという気がしますが、1つお伺いしたいのが、1ページの「2」の「②給食物資に関する苦情件数の削減」で、「物資に関する苦情への対応数」というのが444件というのは、目標に比べれば少なくよかったと思うのですが、具体的にどういうものがあるのでしょうか。そんなにあるものなんだ、ということに逆に驚いたんですけども。

【大塚健康給食推進室担当課長】

444件の内訳でございますが、例えば髪の毛が入っていたとか、そういった異物混入を1件と数えたり、あとは納められた野菜とかがいま一つちょっと傷んでいたとか、規格が不適合に該当するようなもの、その他は容器破損とか、あとは納品数がちょっと不足していたとかいったようなことが、合わせてございます。

【中村委員】

目標よりは少ないようではございますけれども、どう改善されていく予定ですか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

改善の取組として、まず業者には、入札の説明会を毎月行っているんですけども、そこで規格・基準の遵守とか、不良品の排除について、給食会のほうから周知徹底していただいております。ただ、クレームの内容といたしましては、納品された野菜の一部が痛んでいた、切り方が規格より大きかったなど、ある程度やむを得ない部分も含まれています。そのような中で、給食会として、あるいは私たちとして改善していかなければならないものは、製造工程が原因で発生するクレームが繰り返されているケースであると考えているところです。クレームについては、調理前の段階で寄せられるものがほとんどですが、発生することで、調理、給食提供時間に影響が出てしまう、例えば物資の代替交換とかございますので、円滑な給食運営ができないということにつながるおそれがあります。

取組について、例えば昨年の例で御説明させていただきますと、ある業者から、特定の学校に納品される物資でクレームが目立ったということで、学校給食会と教育委員会のほうで、その工場の製造工程を点検したりしたところでございます。そのような取組を行いまして、翌年度以降も、防止できる件数について減らしていきたいと考えているところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、議案第16号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員会】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第16号は原案のとおり可決いたします。

議案第17号 令和元年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第17号 令和元年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

それでは、私のほうから、「議案第17号 令和元年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」御説明をさせていただきます。お手元の資料をおめくりいただき、2ページ目をごらんください。

はじめに、資料1「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。「本市施策における法人の役割」についてでございますが、本法人は、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めることを目的としております。

「法人の取組と関連する本市の計画」は、記載のとおりでございます。

「4カ年計画の目標」といたしましては、本市の生涯学習の推進のため、法人としてその担い手としての役割を果たしながら、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような、先ほど申しました環境づくりを進めるとともに、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益増に取り組むほか、組織体制や事業等の効率性を高めることでコスト削減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。

次に、「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、各取組を一覧表にしております。各指標には、目標値と令和元年度における実績値及びその実績に応じた達成状況などを記載しております。

本日は各取組の「実績値」「達成度」「本市による評価・達成状況、費用対効果」「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。なお、区分選択の考え方につきましては、先ほど健康給食推進室から御説明させていただいたものと同様でございます。

はじめに、「①生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」につきましては、「事業参加者数」を指標とし、令和元年度の実績値は1万2,722人で、目標値を上回って達成したため、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」としたものでございます。「事業別の行政サービスコスト」の指標につきましては、令和元年度の実績値は2,202万9,000円で、目標値以下に削減をすることができており、達成度は「1」、費用対効果は「(1)」、事業の今後の取組の方向性は「I」としております。

次に、「②生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、本法人の

運営する「ホームページアクセス件数」を指標とし、令和元年度の実績値は5万8,993件で、これも目標値を上回っておりますので、達成度は「a」、また、本法人の運営するホームページの「学習情報掲載件数」を指標としておりまして、令和元年度の実績値は2,432件で、これも目標値を上回っておりますので、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」としたものでございます。「事業別の行政サービスコスト」につきましては、令和元年度の実績値は1,279万3,000円で目標値をこれも上回っておりまして、「実績値が目標値の100%以上110%未満」であることから行政サービスコストの達成度は「2）」としております。費用対効果は「概ね十分である」ため「(2)」、今後の取組の方向性は「I」としております。

次に、「③寺子屋先生養成事業」につきましては、「寺子屋先生養成講座を受講し、『地域の寺子屋事業』の運営へ新たに参加した人数」を指標としておりまして、令和元年度の実績値は50人と目標値どおりで達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」としているところでございます。「事業別の行政サービスコスト」は、令和元年度の実績値は、61万6,000円で目標値以下に縮減することができておりまして、達成度は「1)」、費用対効果は「十分である」ため「(1)」、今後の取組の方向性を「I」としているところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。「3. 経営健全化に向けた取組」についてでございますが、「①自主財源の増加」につきましては、「授業料等収入の増加」を指標としておりまして、令和元年度の実績値は2,765万4,000円で、達成度は「a」、また、「施設使用料収入の増加」につきましては、令和元年度の実績値は2,005万5,000円で、達成度は「c」、目標値未達成の指標が一部あるものの一定の効果はあったため、本市による評価・達成状況は「C」としております。また、今後の取組の方向性については、施設使用料収入の増加に向けた取組の改善を行い、取組を継続していくことから「II」としております。

「②財務改善」につきましては、「管理費の縮減」を指標としておりまして、令和元年度の実績値は1億1,826万1,000円で、達成度を「c」、目標値未達成の指標があるものの、これも一定の成果はあったというふうと考えておりまして、本市による評価・達成状況は「C」としたものでございます。また、今後の取組の方向性については、管理費の縮減に向けた取組の改善を行い、取組を継続していくことから「II」としております。

次に、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、「①人材育成研修の実施及びコンプライアンスの遵守」につきましては、「研修の実施回数」を指標としまして、令和元年度の実績値は5回と目標値どおりでございまして、達成度は「a」、また、「コンプライアンスに反する事案の発生件数」を指標としまして、令和元年度の実績値は0件と目標値どおりで、達成度を「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性は「I」としたものでございます。

「②事業・業務の点検」につきましては「実施回数」を指標としておりまして、令和元年度の実績値は2回とこれも目標値どおりで、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性を「I」としたものでございます。

続きまして、下にまいりまして、こうした評価がございまして、「本市による総括」として、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」でございまして、全般にわたりおおむね目標を達成しておりまして、本市の生涯学習の推進に寄与していると考えており、本市が求める役割を果たしているものと考えております。

「2. 本市施策推進に向けた事業取組」や「4. 業務・組織に関する取組」について、着実に目標を達成し、かわさき市民アカデミー協働事業や青少年学校外活動事業、シニア活動支援事業、

寺子屋先生養成事業等に計画的に取り組んでおりまして、積極的な広報活動や情報発信を行い、目標値を上回る実績を上げたことは評価をしております。今後も、公益財団法人として全市的・広域的な視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、高度・専門的な学習ニーズに対応した場を提供し、市民の学習成果を地域づくりやまちづくり、さらにはつながりづくりなどに生かせるよう地域の人材を育成し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めまして、本市の生涯学習の推進に寄与することを期待しているものでございます。

また、「3. 経営健全化に向けた取組」につきましては、「施設使用料収入の増加」や「管理費の縮減」で一部目標値を下回っていますが、施設使用料収入については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月・3月の施設予約のキャンセル等による減収があったことに大きく影響しているものと考えています。また、管理費については、消費税率の改定や法令改正に伴う法定設備点検費、さらには施設老朽化に伴う修繕費の増加などを要因としたものでございます。

今年度につきましては、4月・5月は、国の緊急事態宣言を受け、施設を臨時休館とし、講座等の事業も中止したところでございます。施設利用につきましては、6月1日から、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じ、施設利用を現在、再開をしております。また、各種講座等の事業につきましては、7月下旬から順次、感染症拡大防止策を講じながら再開をさせていただいてるところでございます。今後につきましても、公益財団法人としての使命を積極的に果たしていくために、施設使用料収入の増加のほか、引き続き、管理費の縮減にも努めながら、安定的な財務基盤の確保や公益比率の維持に向けた取組を着実に進めることによりまして、より一層の自主・自立的な経営を目指していく必要があるものと考えております。

4ページから17ページには、ただいま御説明いたしました各事業の取組評価を、また、18ページには、財務状況を含めた「法人情報」を記載してございます。さらに、19ページ以降につきましては、参考資料1といたしまして、平成30年度策定した当該法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」となっており、計画時の指標や目標値の設定の考え方などを参考としてお示ししております。

以上で、「令和元年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」の御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はございますでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

1つ質問になります。まず、最初に、3ページ目のところで、例えばなんです、「経営健全化に向けた取組」というところで、「自主財源の増加」というのが、目標値と、それから実績値と、ここはやはりコロナの関係でキャンセルが発生したというような話があったんですけども、20ページのところになるのでしょうか、今年度、来年度が気になるのですが、これは多分コロナの影響というのはまだ続くと思うんですが、こういったものを見直しというのは、どういうふ

うに考えていらっしゃるのか教えていただけますでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

施設使用料収入につきましては、昨年度、今年の初めからですけれども、実は利用率を少し上げています。これは消費税率が上がっていることから、ほかの状況と、近くの近隣等の施設の状況を踏まえながら、施設使用料収入については改善を図っておりますが、先ほど私のほうで御説明したように、このちょうど見直しを行ったところからコロナウイルスで臨時休館をしているということで、引き続き、施設使用料収入については、工夫をしながら改善には努めていきたいと思っておりますが、なかなかやっぱり今年については、非常に厳しい面もございますので、財団のほうにはお話をしまして、コロナウイルスの感染症対策の持続給付金等の手続等については、手続を進めていたり、既に適用を受けているものもございまして、そういうところで対応を図っていければというふうに考えてございます。

【岩切委員】

それで、かなりの部分は改善できそうなのでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

かなり厳しいという状況はあるというふうに、我々も考えています。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

自主財源の確保ということが課題になっていると思うのですけれども、生涯学習というのは、市として推進していかなければいけないことだと思うのですね。その中で、川崎市として教育委員会などが直営でやることと、こういう外部団体に委託することというものをすみ分けていって、市では直接できないことをどんどんお願いしていけばいいのではないかと思うのですけれども、市とのすみ分けとかはどのように考えていらっしゃるんですか。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習に関するすみ分けのお話がございますけれども、今、中村委員がおっしゃったように、まさに公として直接やらなければいけないことというのは、市のほうで直接やるということです。民間でやったほうが効率的、効果的なものも含めまして、または民間のノウハウを活用できるような部分があるときには、それをしっかりすみ分けて、生涯学習財団等をお願いしていくということも考えていく必要があるかなというふうに思っています。

今のところ、公益比率の問題もございますので、生涯学習財団とはこれからも引き続き、その部分は役割分担をしっかりとしながら、本市の生涯学習推進に向けて、お互いに努力をしまいたいというふうに考えています。以上でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【中村委員】

そういうのを具体的に考えていただけるとありがたいと思うのです。1つあそこには「かわさき市民アカデミー」があって、あれは本当にすばらしい取組だと思うんですね。市民アカデミーは生涯学習財団がないと難しい部分があると思いますので、市民アカデミーをもっと活性化していくために、ということもあるでしょうし、あと、キッズセミナーという「教育活動総合サポートセンター」ですか、NPO法人で、退職された先生方がたくさんいらっしゃる場所の方がとてもすばらしい授業を子どもたちにしてくださっているんですね。ああいうのは、市で直接やることはできないけれども、これから人生100年時代で、退職されてノウハウをいっぱい持った先生方がいらっしゃるわけですから、そういう方々にどんどん授業をしていただけたら、子どもたちのためにもなるわけだし、教える先生方してみれば生きがいになっていくわけです。生きがいがあれば元気に生きられますから、そうしたら結局市の保険の費用も下がっていったり、いろいろな相乗効果が出てくるはずなので、どんどん、どんどん活躍できる場をつくっていく必要があるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

中村委員がまさにおっしゃったとおり、これからの人生100年時代を考えますと、生涯学習、財団が持っている強みもございます。そうした強みは引き続き出していきながら、今取組をさせていただいているのは、例えば区役所の子育て支援事業であるとか、そういったところとの連携も引き続き進めているところがございますので、地域の課題解決も含めまして、様々な分野で生涯学習ですとか、そういったほかの分野とも連携も含めまして、取組を進めていければ、本市の生涯学習の推進に寄与していくものというふうに考えています。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

私も来年度のことなんですけれど、20ページのところの「管理費の縮減」というところが、毎年削減されていくという計画になっていると思うんですけど、コロナ対策って、夏の電気代とか消毒のお金とか、地道にいろいろな経費がたまってきていると思うので、その辺りも来年度の評価のときには勘案をしたほうがいいのかなというふうに思うので、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。特にコメントはいらないですか。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは議案第17号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第17号は原案のとおり可決といたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時10分 閉会)